

大川市議会第3回定例会会議録

令和3年9月17日大川市議会議場に出席した議員及び付議事件の説明のため出席した者の氏名並びに付議事件の内容は次のとおりである。

1. 出席議員

1番	永島幸夫	9番	古賀龍彦
2番	宮崎貴仁	10番	平木一朗
3番	内藤栄治	11番	永島守
4番	宮崎稔子	12番	龍誠一
5番	馬淵清博	13番	遠藤博昭
6番	西田学	14番	箴島かおる
7番	古賀寿典	15番	川野栄美子
8番	吉川一寿		

欠席議員

なし

2. 地方自治法第121条の規定により出席した者

市	長	倉重良一				
副市	長	橋本浩一				
教	育	長	内藤妙子			
会	計	管	理	者	長	馬淵嘉臣
(兼)	会	計	課	長		
人	事	秘	書	課	長	仁田原敏雄
総	務	課	長	田中準一		
(併)	選挙	管理	委員会	事務局	長	
企	画	課	長	野中貴光		
農	業	水	産	課	長	中島聖佳
(併)	農業	委員会	事務局	長		

上 下 水 道 課 長 佐 田 重 徳
学 校 教 育 課 長 永 島 潤 一
監 査 事 務 局 長 志 牟 田 達 也

3. 本議会の書記は次のとおりである。

議 会 事 務 局 長 和 田 孝 紀
議 会 事 務 局 書 記 龍 輝 洋
議 会 事 務 局 書 記 近 藤 美 和 子
議 会 事 務 局 書 記 高 口 絵 美

4. 付議事件

1. 委 員 長 報 告

1. 質 疑 ・ 討 論 ・ 採 決

1. 追 加 議 案 の 上 程

議案第53号 工事請負契約の一部変更について

議案第54号 工事請負変更契約の締結について

議案第55号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し、地方税財源の充実を求める
意見書の提出について

1. 提 案 理 由 の 説 明

(議案第53号、第54号)

1. 質 疑 ・ 討 論 ・ 採 決

(議案第53号～第55号)

1. 会 議 録 署 名 議 員 の 指 名

1. 閉 会 の 宣 告

午前9時30分 開議

○議長（平木一朗君）

各位の御参集、感謝申し上げます。

出席議員は定足数に達しておりますので、ただいまから本日の会議を開きます。

まず、総務委員会に付託しておりました議案第40号 大川市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定について外2件を一括議題といたします。

これから総務委員会における審査の経過並びに結果について総務委員長の報告を求めます。
総務委員長、永島守君。

○総務委員長（永島 守君）（登壇）

皆さんおはようございます。私は総務委員長といたしまして、本委員会に付託されました議案第40号 大川市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定について外2件につきまして、本委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず、議案第40号 大川市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定について御報告を申し上げます。

説明によりますと、本案は、固定資産課税台帳に登録された価格について不服がある場合に、固定資産評価審査委員会に審査を申し出する際の書類の押印義務を廃止するため、所要の改正を行おうとするものであります。

委員会では、特段の異論もなく、採決の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決した次第でございます。

次に、議案第49号 令和3年度大川市一般会計補正予算について御報告を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算及び地方債の補正を行おうとするものであり、その概要は次のとおりでございます。

総務費には、公衆無線LAN環境整備事業117万2千円、LGWAN接続系無線LAN環境整備事業2,200万円など、計2,377万5千円が計上されております。

民生費には、公衆無線LAN環境整備事業171万3千円及び子育て支援総合施設事業500万円、衛生費には、新型コロナウイルスワクチン接種事業1億644万1千円が計上されております。

農林水産業費には、農業用ハウス湛水被害軽減対策事業費補助金32万5千円及び農業集落排水施設整備工事費960万円が計上されております。

教育費には、小・中学校における学習系ネットワーク整備事業2,079万1千円、公衆無線LAN環境整備事業151万3千円など、計2,364万9千円が計上されております。

以上により、今回の補正総額は1億7,050万3千円となったところでありますが、これら

の財源といたしましては、歳出に見合う国庫支出金、県支出金、寄付金、繰越金及び市債をもって充当することとあります。

地方債の補正につきましては、対象事業費の変更に伴い、地方債の限度額の変更を行おうとするものであります。

委員会では、まず、2款1項11目情報処理費に関し、L G W A N接続系無線L A N環境整備業務の内容についてたどしましたところ、無線L A Nをつなぐのは庁舎内の業務に限定するものであり、予算は一般財源としているが、市の単費ではなく、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を充当する旨の答弁がなされたところとあります。

次に、4款1項2目予防費に関し、新型コロナウイルスワクチンの接種状況についてたどしましたところ、前期個別接種の予約は全て埋まっており、妊婦や若年者への接種は、9月27日からの接種分について、9月13日から予約受付を開始する予定である。ただし、妊婦及び同居家族については、県において接種センターの設置を行い、9月15日からの接種分について、9月8日から予約受付を開始する。市内の全ての妊婦に対し、県接種センターの案内を行うとともに、前期個別接種のキャンセル待ち登録により優先的に接種できるようにしている。また、高木病院と大橋医院では、かかりつけの妊婦に対し、ワクチン接種希望者を取りまとめ、6人単位でワクチン接種を行うことをお願いしている旨の答弁がなされました。

委員会からは、庁内のW i - F i環境が整い次第、これまでの煩雑な行政手続をオンラインで簡素化する取組を検討していただきたい旨の意見が開陳されたところとございます。

委員会では、その他詳細な審査を行い、採決の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第52号 令和3年度大川市一般会計補正予算について御報告を申し上げます。

今回の補正は、8月17日の緊急事態宣言に伴う市内中小企業等への支援、三又小学校移転改修事業に係る事業費の増嵩等、並びに8月11日から15日まで続いた豪雨によるクレーク及び道路の被災箇所の復旧について、歳入歳出予算、継続費及び地方債の補正を行おうとするものであり、その概要は次のとおりであります。

商工費には、中小企業者等月次支援金3,000万円、教育費には、三又小学校移転改修事業に係る工事費1億5,000万円、災害復旧費には、水路災害復旧事業6,282万5千円及び道路災害復旧事業1,564万円が計上されております。

以上により、今回の補正総額は2億5,846万5千円となったところでありますが、これら

の財源といたしましては、歳出に見合う国庫支出金、県支出金、繰入金、繰越金及び市債をもって充当するとのことであります。

継続費の補正につきましては、対象事業費の変更に伴い、令和3年度の年割額の変更を行おうとするものであります。

地方債の補正につきましては、対象事業費の追加及び変更に伴い、地方債の限度額の追加及び変更を行おうとするものであります。

委員会では、まず、7款1項2目商工業振興費に関し、5・6月期の中小企業者等月次支援金の申請状況についてただしましたところ、9月3日現在で44件と大変少ない状況であるため、今回補正する8・9月期の中小企業者等月次支援金の申請期間に合わせ、申請期間を延長し、できるだけ多くの事業者に申請いただくよう周知を図っていく旨の答弁がなされました。

次に、10款2項3目学校建設費に関し、三又小学校移転改修工事の内容についてただしましたところ、昨年7月の大雨によりグラウンドが浸水したため、当初計画にはなかった工事を行うこととなり、グラウンド7,000平方メートルについて30センチほどのかさ上げに併せて、校舎や体育館周辺の整備及び附帯排水設備の工事に要する経費として、合計3,000万円程度必要となった旨の答弁がなされました。

委員会からは、当初計画の見直しについて、前回は校舎支柱の改修工事、今回はグラウンドのかさ上げに伴う周辺整備と小出しで数回に及ぶ補正予算の計上を行っており、今後このようなことがないよう、当初計画においてきちんと精査を行い、提案していただきたい旨の意見が開陳されたところでございます。

委員会では、その他詳細な審査を行い、採決の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決した次第でございます。

以上で私からの報告を終わらせていただきます。御清聴ありがとうございました。

○議長（平木一朗君）

総務委員長の報告は終わりました。

これから総務委員長の報告に対し、質疑を行います。質疑を希望される方は、この際、御通告願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑の通告はありませんので、次に進みます。

次に、討論を希望される方は、この際、御通告願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようでございますので、これから採決いたします。

まず、議案第40号 大川市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案を総務委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員と認めます。よって、本案は総務委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第49号 令和3年度大川市一般会計補正予算を採決いたします。

本案を総務委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員と認めます。よって、本案は総務委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第52号 令和3年度大川市一般会計補正予算を採決いたします。

本案を総務委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員と認めます。よって、本案は総務委員長報告のとおり可決されました。

次に、文教厚生委員会に付託しておりました議案第42号 令和2年度大川市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について外3件を一括議題といたします。

これから文教厚生委員会における審査の経過並びに結果について文教厚生委員長の報告を求めます。文教厚生委員長、遠藤博昭君。

○文教厚生委員長（遠藤博昭君）（登壇）

皆さんおはようございます。私は文教厚生委員長といたしまして、本委員会に付託されました議案第42号 令和2年度大川市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について外3件につきまして、本委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず、議案第42号 令和2年度大川市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について御報告申し上げます。

本会計における令和2年度の決算額は、歳入総額45億2,133万3,331円に対し、歳出総額46億1,655万3,529円で、差引き残額はマイナス9,522万198円になったため、翌年度歳入から繰上充用を行ったものであります。

歳入歳出差引額がマイナスとなった主な要因は、令和2年度については単年度収支で4,535万4,859円の黒字であったが、平成31年度決算時の不足額1億4,057万5,057円の繰上充用分の全てを補填することができなかったことによるものであります。

委員会では、まず、歳出の6款1項2目疾病予防費の委託料に関し、レセプト点検を委託しているが、点検を行った結果、どれぐらいの効果があつたのかただしたところ、レセプト点検に係る委託料は666万円であるが、点検後の過誤調整等による効果は1,777万円である旨の答弁がなされました。

次に、歳入の5款2項1目災害臨時特例補助金に関し、新型コロナウイルス感染症の影響により国民健康保険税の減免措置を行った件数と減免額についてただしたところ、減免世帯数は84世帯、減免額は1,807万2,200円である旨の答弁がなされました。

委員会では、その他詳細な審査を行い、採決の結果、本案は原案のとおり認定すべきものと決した次第であります。

次に、議案第43号 令和2年度大川市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について御報告申し上げます。

本会計における令和2年度の決算額は、歳入総額6億1,382万3,151円に対し、歳出総額6億1,180万2,347円で、差引き残額は202万804円であります。

委員会では、歳入の1款1項後期高齢者医療保険料に関し、どのような場合に普通徴収になるのかただしたところ、原則、年金から天引きする特別徴収が優先されるが、年金受給額の2分の1以上は天引きしないなどの制約があるため普通徴収になる場合や、本人の申出等により普通徴収を希望されて口座振替になる場合がある。また、75歳に到達し、後期高齢者医療になった最初の年度は普通徴収であるが、翌年度から年金機構と年金データのやり取りを行い、普通徴収から特別徴収に切り替わる旨の答弁がなされました。

さらに、普通徴収の申出者はどれぐらいおられるのかただしたところ、普通徴収が全体の15%であるが、そのうち申出により普通徴収に変更されたのは42名で、全体の0.6%である旨の答弁がなされました。

委員会では、その他詳細な審査を行い、採決の結果、本案は原案のとおり認定すべきもの

と決した次第であります。

次に、議案第44号 令和2年度大川市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について御報告申し上げます。

本会計における令和2年度の決算額は、介護保険事業勘定と介護サービス事業勘定を合わせて、歳入総額37億9,904万7,873円に対し、歳出総額37億521万9,635円で、差引き残額は9,382万8,238円であります。

委員会では、まず、介護保険事業勘定歳出の5款3項1目包括的支援事業費に関し、前年度と比べて、地域包括支援センター3か所の相談件数が増えている理由についてただしたところ、民間委託前の人員はそれぞれ3人だったが、令和2年度から民間委託を行い、大川東地域包括支援センターは6人、大川南及び大川北地域包括支援センターはそれぞれ5人に人員を増やし、相談に十分に対応できる体制となったため、相談件数が増えている旨の答弁がなされました。

次に、5款2項1目一般介護予防事業費に関し、認知症予防事業のあたまとからだの健康教室について、今年度実施予定の3地区や既に事業が終了し自主活動として継続予定であった地区は、コロナ禍で実施することが難しくなっているが、今後実施可能なのかただしたところ、本来6か月継続して実施する事業であるが、昨年度は4か月しか実施できず、今年度も実施予定としていたが、緊急事態宣言が発出され、実施が困難となり、1年延期を行い、来年度に実施することについて、関係事業所である公文教育研究所や道海永寿会と協議を行っている旨の答弁がなされました。

さらに、委員からは、事業が終了し自主活動として継続する場合、1年以上経過してすぐに再開するのはなかなか難しいので、例えば、再開するときには参加者がやり方を思い出せるよう先生に来ていただくなど、何らかの支援をお願いしたい。また、今後も介護保険の費用は増えていくことが予想されるので、地域で高齢者を支えるような地域づくりをしていく仕組みを考えていただきたい旨の意見が開陳されました。

委員会では、その他詳細な審査を行い、採決の結果、本案は原案のとおり認定すべきものと決した次第であります。

次に、議案第50号 令和3年度大川市介護保険事業特別会計補正予算について御報告申し上げます。

今回の補正は、介護給付費準備基金積立金及び令和2年度介護給付費国庫負担金等の精算

に伴う返還金に要する経費として、計9,286万7千円を補正し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ41億7,586万7千円とするものでありますが、これらの財源といたしましては、繰越金をもって充当するとのことであります。

委員会では、特段の異論もなく、採決の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上で私の報告を終わります。

○議長（平木一朗君）

文教厚生委員長の報告は終わりました。

これから文教厚生委員長の報告に対し、質疑を行います。質疑を希望される方は、この際、御通告願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑の通告はありませんので、次に進みます。

次に、討論を希望される方は、この際、御通告願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようでございますので、これから採決いたします。

まず、議案第42号 令和2年度大川市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。

本案を文教厚生委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員と認めます。よって、本案は文教厚生委員長報告のとおり認定されました。

次に、議案第43号 令和2年度大川市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。

本案を文教厚生委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員と認めます。よって、本案は文教厚生委員長報告のとおり認定されました。

次に、議案第44号 令和2年度大川市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。

本案を文教厚生委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員と認めます。よって、本案は文教厚生委員長報告のとおり認定されました。

次に、議案第50号 令和3年度大川市介護保険事業特別会計補正予算を採決いたします。

本案を文教厚生委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員と認めます。よって、本案は文教厚生委員長報告のとおり可決されました。

次に、産業建設委員会に付託しておりました議案第45号 令和2年度大川市水道事業会計決算認定について外3件を一括議題といたします。

これから産業建設委員会における審査の経過並びに結果について産業建設委員長の報告を求めます。産業建設委員長、内藤栄治君。

○産業建設委員長（内藤栄治君）（登壇）

私は産業建設委員長といたしまして、本委員会に付託されました議案第45号 令和2年度大川市水道事業会計決算認定について外3件につきまして、本委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず、議案第45号 令和2年度大川市水道事業会計決算認定について及び議案第47号 令和2年度大川市水道事業会計未処分利益剰余金の処分については、関連しておりますので、一括して御報告申し上げます。

説明によりますと、まず、議案第45号 令和2年度大川市水道事業会計決算認定について、令和2年度の水道事業の財政状況は、収益的収支の総収益が7億2,863万4,932円に対して、総事業費は6億6,741万5,574円で、これにより、純利益として6,121万9,358円を生じております。

次に、資本的収支の収入は3,695万316円、支出は2億7,823万8,998円で、差引き2億4,128万8,682円の不足を生じており、不足額は、当年度分損益勘定留保資金及び建設改良積立金等で補填されております。

次に、議案第47号 令和2年度大川市水道事業会計未処分利益剰余金の処分については、令和2年度の未処分利益剰余金3億8,875万7,157円のうち、1億1,156万4千円を建設改良

積立金に積み立て、9,273万4,255円を資本金へ組み入れ、残余を繰り越すものであります。

委員会では、まず、全体的に配水量が減少した理由についてただしたところ、コロナの影響により学校や学校プールなどの使用量が減ったことが大きな要因であるが、給水人口が年間500人程度減少している影響もある旨の答弁がなされました。

次に、老朽管更新工事は全体の何%行ったのかただしたところ、配水支管の延長が約208キロメートルあるが、そのうち老朽管更新工事を634.6メートル行っており、更新率は0.3%である旨の答弁がなされました。

委員会では、その他詳細な審査を行い、採決の結果、議案第45号は原案のとおり認定すべきもの、また、議案第47号は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第46号 令和2年度大川市下水道事業会計決算認定について及び議案第48号 令和2年度大川市下水道事業会計未処分利益剰余金の処分については、関連しておりますので、一括して御報告申し上げます。

まず、議案第46号 令和2年度大川市下水道事業会計決算認定について、令和2年度の下水道事業の財政状況は、収益的収支の総収益が5億1,322万7,315円に対して、総事業費は4億6,649万1,391円で、これにより、純利益として4,673万5,924円を生じております。

次に、資本的収支の収入は3億5,054万5,100円、支出は5億8,581万2,957円で、差引き2億3,526万7,857円の不足を生じており、不足額は当年度分損益勘定留保資金等で補填されております。

次に、議案第48号 令和2年度大川市下水道事業会計未処分利益剰余金の処分については、令和2年度の未処分利益剰余金4,704万5,472円のうち、3,466万7,065円を減債積立金に積み立て、残余を繰り越すものであります。

委員会では、まず、下水道の普及に関して、金銭的なマイナス面だけではなく、下水道が整備された町はいかによいかということの情報発信、及び区域外の整備についてただしたところ、整備済地区の水洗化への啓発を図りつつも、今後、区域外に公共下水道を広げていくことは財政的に厳しいため、区域外の地区の汚水処理については、別の事業や手法を取り入れた環境整備が必要であると思っている旨の答弁がなされました。

次に、下水道接続への加入促進活動についてただしたところ、主に接続が可能となった日から3年目を迎える方へ、文書での案内のほか、9月10日の下水道の日に合わせ、戸別訪問にて下水道への接続のお願いをしている旨の答弁がなされました。

委員会では、その他詳細な審査を行い、採決の結果、議案第46号は原案のとおり認定すべきもの、また、議案第48号は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上で私の報告を終わります。

○議長（平木一朗君）

産業建設委員長の報告は終わりました。

これから産業建設委員長の報告に対し、質疑を行います。質疑を希望される方は、この際、御通告願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑の通告はありませんので、次に進みます。

次に、討論を希望される方は、この際、御通告願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようでございますので、これから採決いたします。

まず、議案第45号 令和2年度大川市水道事業会計決算認定についてを採決いたします。

本案を産業建設委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員と認めます。よって、本案は産業建設委員長報告のとおり認定されました。

次に、議案第46号 令和2年度大川市下水道事業会計決算認定についてを採決いたします。

本案を産業建設委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員と認めます。よって、本案は産業建設委員長報告のとおり認定されました。

次に、議案第47号 令和2年度大川市水道事業会計未処分利益剰余金の処分についてを採決いたします。

本案を産業建設委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員と認めます。よって、本案は産業建設委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第48号 令和2年度大川市下水道事業会計未処分利益剰余金の処分についてを

採決いたします。

本案を産業建設委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員と認めます。よって、本案は産業建設委員長報告のとおり可決されました。

次に、決算特別委員会に付託しておりました議案第41号 令和2年度大川市一般会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

これから決算特別委員会における審査の経過並びに結果について決算特別委員長の報告を求めます。決算特別委員長、永島守君。

○決算特別委員長（永島 守君）（登壇）

私は決算特別委員長といたしまして、本委員会に付託されました議案第41号 令和2年度大川市一般会計歳入歳出決算認定につきまして、本委員会における審査の経過並びにその結果を御報告申し上げます。

なお、決算特別委員会におきましては、平木議長も議長の立場で参加をいただきました。また、多くの議員の皆様方も傍聴されております。審査の経過につきましては、各款にわたって多くの質疑、意見等を交わされましたが、委員長報告につきましては、私のほうで主なものを取りまとめさせていただきましたので、御了承のほどをよろしくお願い申し上げます。

決算規模並びに収支の状況については、歳入が216億9,980万5千円、前年度と比較して、30億5,893万9千円、率にして16.4%の増、歳出が215億1,059万円で、同じく前年度と比較して、30億4,489万7千円、率にして16.5%の増となっております。

以下、委員会で取り交わされました質疑、意見の主なものについて、歳出から申し上げたいと思います。

まず、2款1項6目財産管理費に関し、ふるさと基金積立金について、積立額及びどのような事業に活用されたのかただしましたところ、子育て支援総合施設の整備及び新婚子育て世帯家賃補助金に対し4億2,908万2千円、保育料減額に対し9,000万円、統合中学校の屋外環境整備工事費等に対し2,900万円、生活支援バスの運行費用に対し1,700万円、その他小学校の学校管理費等、合計6億808万2千円を充当している旨の答弁がなされたところでございます。

さらに、新婚子育て世帯家賃補助金について、今後継続していくのかただしましたところ、新婚世帯家賃補助金と転入子育て世帯家賃補助金があるが、3年に1度検証を行い、その結果を踏まえ、継続について検討を行う旨の答弁がなされました。

次に、3款2項2目児童措置費の一時預かり事業費補助金に関し、事業内容についてただしましたところ、保護者の病気や仕事などの理由により、保育園等に通っていない乳幼児を一時的に保育園等で預かる事業である旨の答弁をいただいたところであります。

さらに、約1,200万円を支出しているが、受入れを行った保育園とその人数についてただしましたところ、3か所で受入れを行っており、年間の延べ人数は、大川保育園が158人、田口保育園が65人、むつごろう保育園が32人である旨の答弁がなされました。

次に、4款1項4目環境衛生費に関し、不法投棄防止、空き缶等散乱防止の啓発及び監視、指導を実施しているが、どのような取組を行っているのかただしましたところ、不法投棄の通報があった場合は、現場に出向いて調査を行い、不法投棄を行った人を突き止められる場合は直接会って指導している。また、不法投棄防止の看板を設置するなど啓発を行っている旨の答弁がなされました。

さらに、北酒見の町内では毎月第2日曜日に花宗川清掃を行っているが、毎回、清掃を行っていても、ごみがたまっており、ビニール袋に入ったごみや空き缶がそのまま投げ捨てられている。もう少し徹底した啓発及び監視、指導ができないのかただしましたところ、よく不法投棄をされるところには月1回程度パトロールを行っている。今後も不法投棄防止に向けた市民への啓発に努めたいと考えている旨の答弁がなされました。

次に、6款1項3目農業振興費に関し、スマートアグリ推進事業費補助金の事業内容と今後事業を拡大していくのかただしましたところ、市内の若手イチゴ生産者を中心としたグループによって、ハウス内の二酸化炭素濃度、温度、湿度等の測定を行い、データ化し、最適な二酸化炭素を供給することにより、収量を向上させる取組であり、平成29年度を基準として考えた場合、イチゴ部会全体の収量は106%に対し、プロジェクトメンバーの収量は115%と成果が出ており、今後についてもデータを活用した農業を拡大していく旨の答弁がなされました。

次に、同じく農業振興費に関し、スマート農業推進強化学業費補助金の中の、農業用ドローンの使い方についてただしたところ、農業用ドローンは主に農薬散布に利用する旨の答弁がなされました。

さらに、環境問題とスマート農業による効率化でドローンを使用し農薬散布を行うことは相反することだが、効率化を優先させるのかたまたましたところ、市内における農業の大多数は水田農業であり、高齢化等により農業者人口が減少傾向にあるので、多くの農地を管理する上でどうしても効率化が必要である。また、安心・安全な有機農業の取組を行うことで、作物の価格が上がっている話もあるため、効率化は必要なことだと思うが、完全に相反するのは、生産者の考え方だと思うので、現状、本市では効率化を優先せざるを得ない旨の答弁がなされたところでございます。

委員会では、効率化を優先させることも大切だが、環境を大事にし、そして、農業に従事されている方の声にも耳を傾け、環境にも配慮しながら大川市の農業について考えていただきたい旨の意見が開陳されたところでございます。

次に、7款1項2目商工業振興費に関し、プレミアム飲食券発行業務委託料とJ P Q R普及推進業務委託料の委託先と事業内容についてたまたましたところ、ともに商工会議所に委託しており、飲食券のプレミアム分として1,196万3千円、事務経費に300万円で、その内訳は、主に人件費で、その他ポスター、チラシ、券の印刷代である。また、J P Q R事業の内訳については、支援金として交付した額が315万円、事務経費が250万円であるが、窓口の期間を長く設けていたため、そのほとんどが人件費である旨の答弁がなされたところであります。

次に、7款1項3目木工業振興費に関し、木のきもちブランド育成事業補助金で開発された商品の反響についてたまたましたところ、コロナ禍でまだお披露目ができていない状況であり、今後イベントが開催できる段階で披露され、また、展示会等においても木のきもちの商品が出品されていくと思っている旨の答弁がなされたところでございます。

委員会では、木のきもちは、今後、大川市が推し進めていかなければならず、イメージ戦略として生かすことが、今後のシティセールスにも大きく影響するので、木のきもちを絶やさないように、大川は木を大事にするまちだと、若い経営者にも広げていただきたい旨の意見が開陳されたところでございます。

次に、8款5項5目公園費に関し、地域公園整備事業補助金の事業内容とその内訳についてたまたましたところ、補助金は地域の広場、公園を整備される際に交付するものであり、小坂井町のトイレの新設に212万6千円、兼木町の公園造成や遊具、ベンチの設置に195万円、鬼古賀町の運動広場に滑り台1基が設置され、29万7千円の交付を行った旨の答弁がなされ

ました。

次に、9款1項4目防災費について、大雨などの災害時に市民の不安を和らげるため、市民からの個別の要望に応じた土のうの配付についてただしましたところ、土のうは水防倉庫や消防署に配備しており、基本的には市民に対し個別に配付することは考えていないが、令和3年度は、土のうを希望する地域の防災組織や町内会には配付を行い、それぞれの地域において、必要に応じて必要な場所で使っていただくものと思っている旨の答弁をいただいたところでございます。

次に、10款1項2目事務局費のスクールカウンセラー等活用事業に関し、前年に比べると相談件数が増えているが、何かあったときすぐに駆けつけていただく相談員の体制についてただしましたところ、まず、学校の相談担当の教職員が対応し、その後、案件に応じて、スクールカウンセラーに相談を受けていただいている旨の答弁がなされました。

さらに、児童・生徒の相談内容は複雑でそれぞれ違うため、対応するのはとても大変だと思うが、スクールソーシャルワーカーの人数やスクールカウンセラーの配置時間について、今後検討する考えはあるのかただしましたところ、現在、人材確保に苦慮している状況である旨の答弁がなされました。

委員会では、子どものことで悩まれている保護者は多いので、ぜひ人材を見つけていただき、しっかりとした子育てしやすいまちづくりをお願いしたい旨の意見が開陳されたところでございます。

次に、歳入に関して申し上げます。

10款1項1目地方交付税に関し、特別交付税についてただしましたところ、特別交付税は、普通交付税とは別枠で各市町村の諸事情等に関する経費について国が算定し、市町村に交付されるものであり、できる限り多くの交付額をいただくよう取り組んでいる旨の答弁がなされました。

委員会では、その他詳細な審査を行い、採決の結果、本案は原案のとおり認定すべきものと決した次第でございます。

ありがとうございました。

○議長（平木一朗君）

決算特別委員長の報告は終わりました。

これから決算特別委員長の報告に対し、質疑を行います。質疑を希望される方は、この際、

御通告願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑の通告はありませんので、次に進みます。

次に、討論を希望される方は、この際、御通告願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、これから採決をいたします。

それでは、議案第41号 令和2年度大川市一般会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。

本案を決算特別委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員と認めます。よって、本案は決算特別委員長報告のとおり認定されました。

ここで暫時休憩いたします。

午前10時21分 休憩

午前10時50分 再開

○議長（平木一郎君）

休憩前に引き続き本会議を再開いたします。

次に、この際、お諮りいたします。本日、お手元に配付のとおり、市長から議案第53号 工事請負契約の一部変更について並びに議案第54号 工事請負変更契約の締結についての議案2件の送付と、さらに、本市議会議員永島守君外3名から議案第55号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し、地方税財源の充実を求める意見書の提出についての意見書議案1件の提出がなされ、これを受理いたしましたので、この際、御報告申し上げるとともに、これを本日の日程に追加し、直ちに上程したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

それでは、議案第53号 工事請負契約の一部変更についてから議案第55号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し、地方税財源の充実を求める意見書の提出についてまでの案件3件を一括議題といたします。

これから議案の朗読を省略し、提案理由の説明を行います。

まず、議案第53号並びに議案第54号について市長の提案理由の説明を求めます。市長。

○市長（倉重良一君）（登壇）

皆様おはようございます。本日ここに、追加として提案をさせていただきました議案につきまして御説明申し上げます。

まず、議案第53号 工事請負契約の一部変更について御説明申し上げます。

本議案は、三又小学校移転改修建築工事につきまして、施工中に行う詳細調査によって数量を確定させることとしておりました外壁等の補修工事の増工等によりまして、契約金額を変更するに当たり、大川市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、市議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第54号 工事請負変更契約の締結について御説明申し上げます。

本議案は、令和2年10月30日に契約締結いたしました三又小学校移転改修電気設備工事につきまして、エレベーター棟工事に伴う増工等により、大川市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条に定める金額を超えることとなったため、同条の規定により市議会の議決を求めるものであります。

以上、議員各位におかれましては、慎重御審議の上、御議決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（平木一郎君）

市長の提案理由の説明は終わりました。

次に、この際、お諮りいたします。ただいま議題といたしております案件のうち、議案第55号については、さきの議員協議会において御協議いただいておりますので、提案理由の説明を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

次に、この際、お諮りいたします。ただいま議題といたしております案件については、委員会付託を省略し、直ちに本会議で審議いたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

それではまず、議案第53号 工事請負契約の一部変更についてを議題といたします。

ただいま議題といたしております案件について質疑を行います。質疑を希望される方は、この際、御通告願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑の通告はありませんので、次に進みます。

次に、討論を希望される方は、この際、御通告願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようでございますので、これから採決いたします。

議案第53号 工事請負契約の一部変更についてを採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員と認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第54号 工事請負変更契約の締結についてを議題といたします。

ただいま議題としております案件について質疑を行います。質疑を希望される方は、この際、御通告願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑の通告はありませんので、次に進みます。

次に、討論を希望される方は、この際、御通告願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようでございますので、これから採決いたします。

議案第54号 工事請負変更契約の締結についてを採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員と認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第55号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し、地方税財源の充実を求める意見書の提出についてを議題といたします。

ただいま議題としております案件について質疑を行います。質疑を希望される方は、この際、御通告願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑の通告はありませんので、次に進みます。

次に、討論を希望される方は、この際、御通告願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようでございますので、これから採決いたします。

議案第55号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し、地方税財源の充実を求める意見書の提出についてを採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員と認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、会議録署名議員を指名いたします。

3 番内藤栄治君、4 番宮崎稔子君、以上2名を指名いたします。

以上で本定例会の議事は全て終了いたしました。

なお、ここで市長から発言の申出がっておりますので、この際、お願いいたします。

○市長（倉重良一君）

ただいま議長にお許しをいただきましたので、一言御挨拶を申し上げます。

議員の皆様には、提案をいたしました議案につきまして慎重、御審議の上、御議決賜りましたことに厚く御礼を申し上げます。

また、この議会、決算の認定もいただきました。コロナ2年目で、先の見えない時代ではありますけれども、職員一同、一丸となって対処してまいりたいというふうに思っておりますので、どうぞよろしくお願いをいたします。

審議の過程で議員の皆様からいただきました御意見、御助言等につきまして、十分尊重し、今後の市政運営に生かしてまいりたいと思っております。引き続き議員各位の御理解と御協力をお願い申し上げまして、甚だ簡単ではございますが、閉会に当たりましての御挨拶とさせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（平木一朗君）

これにて令和3年第3回大川市議会定例会を閉会いたします。

午前10時58分 閉会

以上、会議の次第は、その内容の正確であることを証するため、ここに署名する。

大川市議会議長 平 木 一 朗

大川市議会議員 内 藤 栄 治

大川市議会議員 宮 崎 稔 子